

特記仕様書

地籍図根三角測量・基準点設置業務共通仕様書 (C工程)

(目的)

第1条 この仕様書は、小林市（以下「甲」という。）が発注する国土調査（地籍調査）事業にかかる地籍図根三角測量及び基準点設置業務に適用する。

(作業規定)

第2条 業務については、この仕様書のほか委託契約書及び次の各号に掲げる法令等により行い、疑義を生じた場合には本市職員と協議し実施するものとする。

- (1) 国土調査法
- (2) 国土調査法施行令
- (3) 地籍調査作業規程準則・同運用基準
- (4) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
- (5) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則

(作業計画)

第3条 請負者（以下「乙」という。）は、作業実施計画書、着手届、主任技術者届等を作成し、甲の承認を受けなければならない。また、その計画を変更しようとするときも同様とする。

(秘密厳守)

第4条 乙は、業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。また、業務上収集した情報を甲の許可なく複写及び加工し、庁外に持ち出してはならない。

(土地立入証及び土地立入り)

第5条 乙は業務の実施にあたり、甲が発行する国土調査法第24条第3項の規定に基づく土地立入証を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示しなければならない。

(2) 調査のため他人の土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は占有者にその旨を通知しなければならない。

(3) 乙は業務終了後、速やかに土地立入証を甲に返納しなければならない。

(補償)

第6条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(訂正)

第7条 乙は、業務終了後に成果の誤りがあった場合は、直ちに訂正しなければならない。この場合において訂正に要する費用は、乙の負担とする。

(保安)

第8条 乙は、本業務中交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑をおよぼさないよう次の各号により作業しなければならない。

(1) 交通及び保安に関係ある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打合せの上施行すること。

(2) 本業務従事者は、常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。

(3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

(業務カルテ)

第9条 乙は、測量調査設計業務実績サービス（テクリス）（一般財団法人 日本建設情報総合センター）に基づき業務カルテを作成し、甲の確認を受けた後にセンターに提出するとともに、センター発行の業務カルテ受領書の写しを甲に提出しなければならない。

(1) 受注時登録データの提出期限は契約締結後 10 日以内とする。

(2) 完了時登録データの提出期限は契約締結後 10 日以内とする。

(3) 業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合には、変更があった日から 10 日以内に変更登録すること。

(4) 1 項から 3 項の「10 日以内」には、土曜日、日曜日、祝日は含まないものとする。

(業務内容)

第10条 地籍図根三角測量（C 工程）の業務内容は次のとおりとする。

地上法による地籍測量において、所定の密度で配置された図根点（地籍図根三角点）を設置し、その位置を基本三角点、四等三角点等国家基準点を基礎として、GPS 測量により測量する。

(機械器具)

第11条 本業務に使用する機械器具は、作業前に必ず点検調整しなければならない。また、測量に使用する機器について、「宮崎県公共測量作業規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

(検査)

第12条 乙は、全作業完了時十分社内検査を行った後、甲の検査を受けるものとする。

作業の中間において甲の指示があるときは、工程毎の検査を受けるものとする。

(成果品)

第13条 乙が甲に納入する品目は次のとおりとする。

(1) 「地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例〈地上法版〉」内、第2章 地上法による地籍測量、第1節 地籍図根三角測量（GNSS 法）、第1項 電子基準点のみを与点とする地籍図根三角測量、1. 記載例一覧に準ずる。

(2) その他、甲が指示するもの。

（その他事項）

第14条 受託者は本業務委託において、法務局への登記完了まで責任を持って対応すること。